

目次

はじめに

I 川崎市子どもの権利委員会の意義と役割

- 1 条例および子ども施策の進展と子どもの権利委員会による検証…………… 1
- 2 子どもの権利委員会による活動の実際…………… 2
- 3 条例の理解・啓発機能を持つ委員会活動…………… 3
- 4 国内外から高い関心と評価を受けている活動…………… 3
- 5 川崎市子どもの権利委員会の検証のしくみ…………… 3

II 第7期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査…………… 6
- 2 検証活動としての「対話」…………… 7
- 3 子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）…………… 10

III 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

- 1 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について…………… 12
- 2 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見…………… 13

IV 第7期川崎市子どもの権利委員会の活動

- 1 実態・意識調査について…………… 19
- 2 権利委員会による対話…………… 19
- 3 条例の検証について…………… 20
- 4 補記…………… 21

V 第7期子どもの権利委員会を振り返って…………… 22

資料

- 1 第7期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 27
- 2 第7期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 28
- 3 第7期川崎市子どもの権利委員会名簿…………… 30

凡例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。